

投資信託総合取引規定集の規定の改正について

以下の規定につきまして、2023 年 1 月 1 日付で改正を行います。

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

条項	改正後	改正前
第 2 条	第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。 （第 2 項～第 10 項 省略）	第 2 条（非課税口座開設届出書等の提出） お客様が特例の適用を受けるため、当組合に非課税口座の開設を申し込む際には、法第 37 条の 14 第 5 項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除きます。）に必要事項を記載のうえ、署名押印し、当組合に提出するものとします。 （同左）
	11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において満 <u>18 歳</u> 以上である居住者のお客様に限りします。	11 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の 1 月 1 日において満 <u>20 歳</u> 以上である居住者のお客様に限りします。

以上